

令和7年色麻町議会定例会3月第2回会議会議録（第1号）

令和7年3月27日（木曜日）午前10時20分開会

出席議員 13名

1番	工藤昭憲君	2番	高森すみえ君
3番	佐藤忍君	4番	佐藤忍君
5番	相原和洋君	6番	河野諭君
7番	西村義隆君	8番	小川一男君
9番	今野公勇君	10番	中山哲君
11番	山田康雄君	12番	白井幸吉君
13番	天野秀実君		

欠席議員 なし

欠員 なし

会議録署名議員

8番 小川一男君 9番 今野公勇君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	鶴谷康君
総務課長	高橋正彦君
企画財政課長	今野稔君
町民生活課長	渡邊勝男君
会計管理者兼税務会計課長兼総合徴収対策室長	今野尚佳君
農林課長	浅野裕君
地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	菅原伸一郎君
建設水道課長	高橋秀悦君
保健福祉課長	高橋康起君
子育て支援課長	今野健君
教育長	千葉律之君
教育総務課長兼学校給食	今野和則君

センター所長
生涯学習課長兼公民館長 山 田 誠 一 君
兼農村環境改善センター
所長
農業委員会事務局長 山 崎 長 寿 君
代表監査委員 早 坂 仁 一 君

職務のため議場に参加した者の職指名

議会事務局長 遠 藤 洋 君
書 記 大 泉 信 也 君

議事日程 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会議日程の決定
日程第3 議案第49号 色麻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び色麻町
職員の育児休暇等に関する条例の一部改正について
日程第4 議案第50号 加美郡介護認定審査会の共同設置に関する規約の変更に
ついて
日程第5 議案第51号 加美郡障害支援区分認定審査会の共同設置に関する規約
の変更について
日程第6 議案第52号 令和6年度色麻町一般会計補正予算(第11号)
日程第7 議案第53号 令和6年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算(第
4号)
日程第8 議案第54号 令和6年度色麻町下水道事業会計補正予算(第5号)
日程第9 議案第55号 令和6年度色麻町水道事業会計補正予算(第7号)
日程第10 議案第56号 令和7年度色麻町一般会計補正予算(第1号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会議日程の決定
日程第3 議案第49号 色麻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び色麻町
職員の育児休暇等に関する条例の一部改正について
日程第4 議案第50号 加美郡介護認定審査会の共同設置に関する規約の変更に
ついて
日程第5 議案第51号 加美郡障害支援区分認定審査会の共同設置に関する規約
の変更について

日程第 6	議案第52号	令和 6 年度色麻町一般会計補正予算(第 11 号)
日程第 7	議案第53号	令和 6 年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4 号)
日程第 8	議案第54号	令和 6 年度色麻町下水道事業会計補正予算(第 5 号)
日程第 9	議案第55号	令和 6 年度色麻町水道事業会計補正予算(第 7 号)
日程第10	議案第56号	令和 7 年度色麻町一般会計補正予算(第 1 号)

午前 10 時 20 分 開会

○議長（天野秀実君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和 7 年色麻町議会定例会を再開し、3 月第 2 回会議を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

長より提案された会議事件は、議案第49号から議案第56号までの 8 案件であります。

次に、地方自治法第121条第 1 項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、町長、教育委員会教育長、農業委員会会長及び長より委任を受けた者が出席いたしております。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（天野秀実君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、8 番小川一男議員、9 番今野公勇議員の両議員を指名いたします。

日程第 2 会議日程の決定

○議長（天野秀実君） 日程第 2、会議日程の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。3 月第 2 回会議の日程につきましては、本日 1 日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、3 月第 2 回会議は本日 1 日と決しました。

日程第3 議案第49号 色麻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び色麻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（天野秀実君） 日程第3、議案第49号色麻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び色麻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 議案第49号色麻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び色麻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について提案理由を御説明いたします。

この条例は、育児休業、介護休業等育児、または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律、令和6年法律第42号が令和6年5月31日に公布、令和7年4月1日に施行されることにより、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を実施するため、規定の整備等を行うものでございます。

それでは主な改正内容について申し上げます。

審議資料の2ページをお開き願います。

まず、色麻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の第8条の4の育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限であります。第2項で時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を「3歳に満たない子」のある職員から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大するものでございます。

次に、第4項ですが、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員の第8条の4の第1項から第3項までの規定の準用について、同条第2項の改正により文言を修正するものでございます。

次に、審議資料の3ページ。第15条の介護休暇では配偶者等の定義を追加し、第18条に配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等とし、職員が家族の配偶者等の介護に直面した旨を申出たとき及び40歳に達した日の属する年度に、両立支援制度等について個別の周知、意向確認等を行うことが義務化されたことにより、第18条を新設するものでございます。

次に、審議資料4ページの第9条の勤務環境の整備に関する措置は、介護両立支援制度等に係る研修や相談体制の整備が義務化されたことにより新設するものでございます。

次に、審議資料5ページをお開き願います。

色麻町職員の育児休業等に関する条例の第18条部分休業の承認の第3項では、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の引用条項の改正に伴い、所要の文言整理を行うものでございます。

最後に、議案書4ページをお開きいただきまして、議案書4ページの附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行といたします。ただし、第2条では経過措置として、この条例の施行の日以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の条例第8条の4第2項の規定による請求を行うとする職員は、施行日前においても規則の定めるところにより当該請求を行うことができると規定し、公布の日からとするものでございます。

以上、よろしく御審議を賜り、御可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第50号 加美郡介護認定審査会の共同設置に関する規約の変更について

日程第5 議案第51号 加美郡障害支援区分認定審査会の共同設置に関する規約の変更について

○議長（天野秀実君） 日程第4、議案第50号加美郡介護認定審査会の共同設置に関する規約の変更について、日程第5、議案第51号加美郡障害支援区分認定審査会の共同設置に関する規約の変更について、以上の2か件はいずれも関連がありますので、一括議題とし、質疑、討論、採決は各議案ごとに行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第50号、日程第5、議案第51号については一括議題とし、質疑、討論、採決は各議案ごとに行うことに

決しました。

- 議長（天野秀実君） 日程第4、議案第50号加美郡介護認定審査会の共同設置に関する規約の変更について、日程第5、議案第51号加美郡障害支援区分認定審査会の共同設置に関する規約の変更について、以上の2か件を一括議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

- 保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 議案第50号加美郡介護認定審査会の共同設置に関する規約の変更について及び議案第51号加美郡障害支援区分認定審査会の共同設置に関する規約の変更についてに関しまして、提案理由を申し上げます。

今回の規約の変更は、両規約で第3条に規定しております審査会の執務場所について、加美町保健福祉課が令和7年4月から高齢障がい福祉課と保健健康課に組織改編されるため、規約の一部を改正するものであります。

審議資料6ページを御覧ください。

前段でも申し上げましたとおり、加美町の組織改編に伴い、加美郡介護認定審査会の所管課が高齢障がい福祉課となり、執務場所が保健福祉課から高齢障がい福祉課となることから、規約の第3条中、保健福祉課を高齢障がい福祉課に改めるものです。

次に、審議資料7ページをお開き願います。

介護認定審査会と同様に、加美郡障害支援区分認定審査会の所管課も高齢障がい福祉課となり、執務場所が保健福祉課から高齢障がい福祉課となることから、規約の第3条中、保健福祉課を高齢障がい福祉課に改めるものです。

両規約の施行日は令和7年4月1日としております。

なお、共同設置の規約の変更につきましては、地方自治法第252条の7第3項において準用する地方自治法第252条の2第3項により、関係地方公共団体の議会の議会議決が必要なことから、今回提案したものでございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

- 議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

- 議長（天野秀実君） これより議案第50号加美郡介護認定審査会の共同設置に関する規約の変更についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

- 議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（天野秀実君） 続いて、議案第51号加美郡障害支援区分認定審査会の共同設置に関する規約の変更についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第52号 令和6年度色麻町一般会計補正予算（第11号）

○議長（天野秀実君） 日程第6、議案第52号令和6年度色麻町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 議案第52号令和6年度色麻町一般会計補正予算（第11号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億3,777万6,000円を追加し、予算総額を53億3,839万3,000円といたしました。

今回の補正は、予算執行に基づく予算整理と地方交付税や国庫支出金などの補助、交付額の確定等に伴う補正が主なものでございます。そこで、補正の主なもののみ御説明をさせていただきます。

まず、歳入から申し上げます。

議案書14ページを御覧ください。

第11款地方交付税は、交付額の確定により、特別交付税が1億1,317万7,000円の増、震災復興特別交付税が58万2,000円の増、合計で1億1,375万9,000円の増額となりました。

た。

このことにより、令和6年度の地方交付税につきましては、普通交付税が20億8,301万8,000円、特別交付税が2億8,474万5,000円、震災復興特別交付税が172万9,000円、合計で23億6,949万2,000円となりました。

第15款国庫支出金1項国庫負担金は、子供のための教育保育給付交付金として2,382万6,000円の増、2項国庫補助金2目土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金114万9,000円の減、5目総務費国庫補助金は、重点支援地方交付金110万円の減など、15款国庫支出金は合計で2,167万7,000円の増額となっております。

議案書15ページを御覧ください。

第16款県支出金1項県負担金は、子供のための教育保育給付費負担金として603万3,000円の増、2項県補助金2目民生費県補助金は、乳幼児医療費補助金134万1,000円の減、施設型給付費等補助金311万2,000円の減など、16款県支出金合計で162万3,000円の増額となっております。

第17款財産収入は、旧地場産業振興施設建物貸付収入で、3月分の貸付料10万円の増額。

16ページに移りまして、第18款寄附金はふるさと納税等寄附金で、2月分として40件96万4,000円を増額しております。

これにより、今年度2月末までの寄附総額は934件1,878万1,000円となりました。御寄附を賜りました皆様には、改めて深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

第22款町債は、町営住宅整備事業債の借入額確定により120万円を減額いたしております。

次に、歳出について申し上げます。

歳出補正の内容につきましては、事業の実績等に基づく予算整理のための補正が主な内容となります。

議案書17ページを御覧ください。

第2款総務費1項総務管理費9目諸費は、ふるさとまちづくり基金積立金96万4,000円の増。12目情報システム管理費はタブレット関係賃借料139万9,000円の減など、2款総務費合計で147万7,000円の減額となっております。

第3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、広域入所委託料311万1,000円の減、施設型給付費負担金で3,366万1,000円の減。

18ページに移りまして、地域子ども・子育て支援事業補助金856万4,000円の増、5目乳幼児医療対策費は、乳幼児医療費扶助費168万2,000円の減、児童医療費扶助費112万4,000円の減など、3款民生費合計で3,121万5,000円の減額となっております。

第4款衛生費は、1項保健衛生費2目予防費で妊婦健康診査委託料91万円の減、予防接種委託料557万8,000円の減など、合計で684万2,000円の減額となっております。

議案書19ページを御覧ください。

第6款農林水産業費は2項林業費2目林業振興費で、森林環境整備基金積立金94万

5,000円の増。

第7款商工費は地元支援商品券事業委託料73万6,000円の減、運送事業者燃料価格高騰対策事業助成金91万5,000円の減、合計で165万1,000円の減額となっております。

議案書21ページを御覧ください。

第10款教育費2項義務教育学校費は、就学援助費108万1,000円の減など、合計で183万5,000円の減額となっております。

第13款諸支出金は、財政調整基金積立金を1億8,200万円増額し、令和6年度の財政調整基金の予算積立てを1億8,300万円といたしました。これにより令和6年度末の財政調整基金残高は8億8,900万円となります。

第14款予備費は30万6,000円を減額し、歳入歳出予算の調整を行いました。

次に、10ページにお戻り願います。

第2表繰越明許費補正ですが、第3款民生費第1項社会福祉費において、物価高騰支援給付金給付事業140万円の事業費を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、11ページを御覧ください。

第3表地方債補正ですが、町営住宅整備事業債の本年度借入額が確定いたしましたので、限度額を710万円から590万円に減額するものでございます。

以上、令和6年度色麻町一般会計補正予算第11号の概要を申し上げます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了します。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書14ページ、歳入から入ります。

歳入、2款地方譲与税3項森林環境譲与税。（「なし」の声あり）

10款地方特例交付金2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金。（「なし」の声あり）

11款地方交付税1項地方交付税。（「なし」の声あり）

15款国庫支出金1項国庫負担金。（「なし」の声あり）

2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

3項委託金。（「なし」の声あり）

16款県支出金1項県負担金。（「なし」の声あり）

2項県補助金。（「なし」の声あり）

17款財産収入1項財産運用収入。（「なし」の声あり）

16ページに入ります。

18款寄附金 1 項寄附金。（「なし」の声あり）

21款諸収入 4 項雑入。（「なし」の声あり）

22款町債 1 項町債。（「なし」の声あり）

次に、歳出に入ります。

2 款総務費 1 項総務管理費。（「なし」の声あり）

3 款民生費 1 項社会福祉費。（「なし」の声あり）

2 項児童福祉費。（「なし」の声あり）

18ページに入ります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費。 5 番相原和洋議員。

○ 5 番（相原和洋君） こちら12節ですね、委託料予防接種委託料、今年度ここに来て557万8,000円、全体の約10%不用して落としているという形になっております。

まずこの予防接種内訳、落としている額に対して、どの程度の方を対象者でおいていたのか、まずそれをお尋ねしたい。また、その予防接種ワクチンの内容、この2つ、まずお尋ねをしておきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

まずもって、金額的に一番高いところで申し上げますと、子宮頸がんのワクチンになります。

こちら当初、人数的には70人が3回受けるということで210回の接種を予定しておりましたが、そちらのほうを109回、110回程度のものということで、100回分をおろしているというようなこととございます。そちらのほうに関しましては、今回減額した分としては322万円程度落としているということとございます。

それと次に、次に多い部分としては高齢者のインフルエンザワクチンになります。こちら当初1,400人で計上しておりましたが、実績見込みといたしまして1,145名程度ということで250人程度分をおろして70万円程度の減額をしております。77万円の減額をしております。失礼しました。

続いて、日本脳炎の分ですが、そちらといたしましては、当初120名で計上しておりましたが、こちらのほう90人分を減額して、30人程度の実績ということになっております。それで65万円程度の減額をしております。

そのほかで申し上げますと、帯状疱疹のワクチンになりますが、こちらが当初80人が2回受けるということで160回を見込んでおりましたが、50名程度の実績ということで、100回分を見込んで、残りの分をおろして、こちらが62万円程度おろしていると。あとは若干の調整を図っておりますが、主としてはそういったところになります。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○ 5 番（相原和洋君） 今、担当課長から詳細について詳しくいただきました。

ただ、聞きたいこととしては、なぜこのタイミングでこれだけの額になってしまった

のか、もっと早くそこは見極めができるのではないかなと。毎回このようなこの不用額に対して私、追及をさせてもらっております。その考え方、なぜ今なのか、ここまで引っ張らなくちゃいけなかった根拠は何だったのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

今、申し上げました予防接種に関しましては、県医師会を通じて県医師会と契約を結んで、県内の県医師会のほうに関係ある医療機関全てにおいて受けられるものになっております。そういった関係上ですね、県医師会を通じて町のほうに請求が来るというのが2か月程度を要するというので、そういったところで金額の精査というのがちょっと難しくなっている部分がございます。

それと、先ほど申し上げた一番320万円程度おろしている部分の子宮頸がんワクチンなのですが、こちら当初は今年度でキャッチアップと言いまして、ワクチンの積極的勧奨を国のほうで差し控えた時期がある年齢層がございます。そういった方々のワクチンを、今まで延長、延長で来てたんですが、そちらのほう在今年度で終了というような予定でございました。そういったところで、結構多く駆け込みの接種があるかなというところで多くとっていたところなのですが、そういったところですね、今回また今年度もぎりぎり年度後半のほうでですね、延長ということになりましたので、そういったところ、駆け込みのところはそれほどないのかなというところで、今回おろさせていただくというところがございます。

それとあと、日本脳炎に関しましては、対象年齢のほうがですね、9歳から11歳と対象枠が広がっております、ちょっとその辺の見込みもですね、立てづらかったものですから最終でおろさせていただいたと、そういったところになります。

考えとしては、もちろん不用額なるべく出さないように努力はしておりますが、そういったような流れの関係からですね、今回さらに最終補正で減額させていただいたという、そういう状況でございます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 今課長の答弁聞くと、2か月遅れ、医師会からの連絡が2か月前のデータだと、それを基にして今回の不用額をおろしたと。毎年、多分これやられてると思います。そのデータを基にして自分たちである程度見込みを立てるのではないかなと私どもは思っているんですよ。医師会から来るのを待ってて、その結果ということになると、このデータ自体が3月末の時点というよりも1月末の時点の実数ということで承るようになってしまうのではないかなと。その点のタイムラグ、期ずれをどのように判断したのかなという部分もあると思うんですよ。その点を含み、先ほど言われた子宮頸がんに対してもキャッチアップですか、今回は駆け込みがあるだろうという予測はしたけどもできなかった。例えばそれは理解できます。ただ、日本脳炎については毎年やられてるわけですから、その分についてはある程度、少子化の中で人数を把握をしながらやることは可能ではなかったのかなと思うんですよ。そういう分析をしっかりしてい

たのかどうか。出てくるのを待ってて、それで今回出したのか。そういうやり方が適正なのか分かりませんが、そういうのが適正というのであれば、その適正でいう自分たちの示す根拠も併せて、再度、答弁をいただきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

ある程度流れとかつかんでおりますが、年度最後のほうの動きとかその辺はですね、毎年、様々な動きになっておりますので、ちょっと、こちらでもですね、なかなかつかみづらいというところはございます。議員おっしゃるように、流れのほうは分析はさせていただいておりますが、やはりその辺はきっちりと合わせるというのはなかなか難しい。その幅をなるべく抑えたいということで、ぎりぎりまで今回補正させていただいているというような状況でございます。

あとは、今回はそのキャッチアップの部分が要因としては大きいものですから、ちょっと今回の額は大きくなっているというような状況でございます。

以上であります。

○議長（天野秀実君） ほかに4款衛生費ございますか。（「なし」の声あり）

次に進みます。

6款農林水産業費1項農業費。（「なし」の声あり）

2項林業費。（「なし」の声あり）

7款商工費1項商工費。（「なし」の声あり）

20ページに入ります。

8款土木費2項道路橋梁費。（「なし」の声あり）

3項河川費。（「なし」の声あり）

4項住宅費。（「なし」の声あり）

10款教育費2項義務教育学校費。（「なし」の声あり）

4項社会教育費。（「なし」の声あり）

5項保健体育費。（「なし」の声あり）

13款諸支出金1項基金費。（「なし」の声あり）

14款予備費1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。

次に、10ページに戻りまして、第2表繰越明許費補正、質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、11ページ第3表地方債補正、質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第53号 令和6年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第4号)

○議長（天野秀実君） 日程第7、議案第53号令和6年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） 議案第53号令和6年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、後期高齢者保険料の額がほぼ固まったため、再予算の補正を行うものであります。

議案書25ページを御覧願います。

第1款第1項後期高齢者医療保険料1目特別徴収保険料を25万円の減額といたしました。

次に、2目普通徴収保険料では25万円を増額しております。

以上、令和6年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の提案理由の御説明にかえさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書25ページ、歳入に入ります。

1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（天野秀実君） 暫時休憩をいたします。

午前 10 時 55 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き議案審議を続けます。

日程第 8 議案第 54 号 令和 6 年度色麻町下水道事業会計補正予算（第 5 号）

○議長（天野秀実君） 日程第 8、議案第 54 号令和 6 年度色麻町下水道事業会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第 54 号令和 6 年度色麻町下水道事業会計補正予算（第 5 号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、消費税の確定に基づく補正でございます。

初めに、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

第 2 条予算第 3 条に定めました収益的収入及び支出の予算の予定額を 3 億 6,868 万 4,000 円といたしました。

議案書 82 ページをお開き願います。すみません、28 ページをお願いします。

収入について、第 1 款下水道事業収益第 2 項営業外収益第 2 目他会計補助金で、一般会計補助金 1,200 万円の減額といたしました。

次に、支出について、第 1 款下水道事業費用第 2 項営業外費用第 3 目消費税及び地方消費税では、144 万 1,000 円の増額といたしました。

第 4 項第 1 目予備費で 1,344 万 1,000 円を減額し、予算額の調整をいたしました。

次に、資本的収入について御説明申し上げます。

29ページをお開き願います。

第1款資本的収入第2項第1目他会計負担金では、一般会計負担金1,200万円増額といたしました。

戻りまして、27ページをお開き願います。

第3条予算第4条補正後の予定額において、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億370万5,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額441万3,000円、引継金1,408万6,000円、当年度分損益勘定留保資金7,893万5,000円、建設改良積立金627万1,000円で補填するものといたしました。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了します。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書28ページ、収益的収入及び支出の収入から入ります。

1款下水道事業収益2項営業外収益。（「なし」の声あり）

次、支出に入ります。

1款下水道事業費用2項営業外費用。（「なし」の声あり）

4項予備費。（「なし」の声あり）

29ページ。次に、29ページ資本的収入に入ります。

1款資本的収入2項他会計負担金。（「なし」の声あり）

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額。（「なし」の声あり）

当年度分損益勘定留保資金。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第55号 令和6年度色麻町水道事業会計補正予算（第7号）

○議長（天野秀実君） 日程第9、議案第55号令和6年度色麻町水道事業会計補正予算（第7号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第55号令和6年度色麻町水道事業会計補正予算（第7号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、消費税の確定に基づく補正でございます。

初めに、収益的支出について御説明申し上げます。

第2条予算第3条に定めました収益的支出の予算の予定額を1億8,604万1,000円といたしました。

31ページを御覧ください。

第1款水道事業費用第2項営業外費用第2目雑支出で325万3,000円の増額といたしました。

第3目消費税及び地方消費税で144万2,000円の増額といたしました。

第4項第1目予備費で469万5,000円を減額し、予算額の調整をいたしました。

以上、提案内容の御説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了します。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書31ページ、収益的支出に入ります。

1款水道事業費1項営業外費用。（「なし」の声あり）

4項予備費。（「なし」の声あり）

以上で、款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第56号 令和7年度色麻町一般会計補正予算（第1号）

○議長（天野秀実君） 日程第10、議案第56号令和7年度色麻町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 議案第56号令和7年度色麻町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ133万9,000円を減額し、予算総額を45億6,522万7,000円といたしました。

今回の補正は、重点支援地方交付金に関する物価高騰支援給付金給付事業に伴う補正と本日議員全員協議会で御説明申し上げました色麻町コミュニティーセンター指定管理者の指定取消しの申出に伴い、関係予算の組替えを行うものでございます。

色麻町コミュニティーセンターの指定管理につきましては、これまで清水地区コミュニティー推進協議会を指定管理者に指定し、施設管理等を行っていただいておりますが、令和7年3月31日をもって清水地区コミュニティー推進協議会を解散することが決定されました。この決定により、令和7年3月14日付で指定管理者取消しに係る申出書が町長宛て提出され、令和7年3月31日をもって指定管理を解除することとなりました。

このことによりまして、令和7年4月1日以降の当該施設の維持管理につきましては、町が管理することになるため、今回、関係予算の組替えを行うものでございます。

まず、歳入から申し上げます。

議案書38ページを御覧ください。

第14款使用料及び手数料はコミュニティーセンター使用料で1,000円の増。

第15款国庫支出金は重点支援地方交付金66万円の増。

第19款繰入金は財政調整基金繰入金200万円を減額しております。このことにより、財政調整基金の本年度の予算上の繰入額を1億9,300万円といたしました。

次に、歳出について申し上げます。

議案書39ページを御覧ください。

第3款民生費は、1項社会福祉費9目物価高騰支援給付金給付事業費で、重点支援地方交付金を財源とした物価高騰支援給付金システム改修業務委託料66万円の増。

第10款教育費第3項社会教育費3目コミュニティーセンター管理費で、色麻町コミュニティーセンターの維持管理に係る光熱水費55万2,000円の増、指定管理料347万円の皆減、清掃業務委託料49万5000円の増、清水地区コミュニティー推進協議会への補助金15万円の皆減など、10款教育費合計で234万1,000円を減額するものでございます。

議案書40ページを御覧ください。

第14款予備費は34万2,000円を増額し、歳入歳出予算の調整を行いました。

次に、35ページにお戻り願います。

第2表債務負担行為補正ですが、色麻学園防犯カメラシステム機器の借り上げ期間が令和7年度から令和12年度、限度額200万円を追加するものでございます。

以上、令和7年度色麻町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げました。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了します。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書38ページ。

歳入から入ります。

14款使用料及び手数料1項使用料。（「なし」の声あり）

15款国庫支出金2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

19款繰入金2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

39ページの歳出に入ります。

3款民生費1項社会福祉費。（「なし」の声あり）

10款教育費1項教育総務費。（「なし」の声あり）

3項社会教育費。8番、小川一男議員。

○8番（小川一男君） 3目のコミュニティー管理関係なんですけど、ここで施設に15負担金補助金及び交付金15万円のマイナスになっていますが、先ほどの全協の資料には計上されていないんですが、その整合性について説明を求めます。

○議長（天野秀実君） 公民館長。

○生涯学習課長兼公民館長（山田誠一君） 8番議員のほうにお答えします。

全協のほうでですね、御提示してなかったということですけども、今回ですね、指定管理の部分の必要な経費をですね、今回上げたということで、補助金につきましては、今回、補助金額のほうを7年度で確定しましたので、これについては事業を行わないということで、今回補正のほうでおろすという形になりますので、整合性と言われまして提示しなかったというのは、ちょっと申し訳ございませんでした。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8番（小川一男君） 了解。

○議長（天野秀実君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

40ページ、14款予備費1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。

次に、35ページに戻りまして、第2表債務負担行為補正、質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（天野秀実君） 以上をもって、令和7年色麻町議会定例会3月第2回会議に付された案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本会議は、この後、明日3月28日から次の会議までを休会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、明日3月28日から次の会議までを休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時25分 散会
